一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件
㈠　ドバイ事務所テヘラン出張所の閉鎖
出張所の所在地

| 名　　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所） | Golzar Street, Nobonyad, Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN |

㈡　閉鎖年月日　平成二十四年八月一日
二　アントワープ事務所の変更
㈠　事務所の所在地の変更

| 変更前 | Amsterdamstraat 14, 2000 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM |
|---|---|
| 変更後 | Van De Wervestraat 8, 2060 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM |

㈡　変更年月日　平成二十四年八月一日

**○国土交通省告示第千百八十号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十五日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件
㈠　事務所の所在地の変更

| 変更前 | Amsterdamstraat 14, 2000 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM |
|---|---|
| 変更後 | Van De Wervestraat 8, 2060 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM |

㈡　変更年月日　平成二十四年八月一日

**○国土交通省告示第千百八十一号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十五日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法並びに特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件
㈠　検査第一サービスセンターの所在地の変更

| 変更前 | 東京都千代田区大手町二丁目３番６号 |
|---|---|
| 変更後 | 東京都港区芝浦二丁目14番９号 |

㈡　変更年月日　平成二十四年九月十八日

# 人事異動

## 内　閣

国務大臣　　城島　正光（城島　光力）

内閣府特命担当大臣中塚一宏海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当、「新しい公共」担当、少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を命ずる（十月十七日）

○農林水産大臣臨時代理解職

国務大臣　　羽田雄一郎

農林水産大臣郡司彰帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月十八日）

竹花　俊徳

簡易裁判所判事に任命する（十月十九日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　　城島　正光（城島　光力）

内閣府特命担当大臣中塚一宏帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当、「新しい公共」担当、少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を免ずる（以上十月二十日）

国務大臣　　田中　慶秋（田中けいしゅう）

願に依り本官を免ずる

同　　小平　忠正

内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　　矢田　廣高

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十月二十三日）

## 外　務　省

特命全権大使（在ブラジル日本国大使館参事官）外務事務官　　内山　美生

在クリチバ日本国総領事館総領事に転任させる（以上十月二十三日）

## 防　衛　省

（陸上自衛隊補給統制本部施設部補給計画課長）一等陸佐　　神成　健一

ハイチ派遣国際救援隊副隊長を命ずる

兼ねてハイチ派遣国際救援隊撤収支援隊長を命ずる（十月十八日）

# 叙位・叙勲

**○緊急叙勲**

安達阿記子　浦田　理恵　欠端　瑛子
小宮　正江　中嶋　茜　若杉　遥
正木　健人　秋山　里奈　田中　康大
国枝　慎吾

銀杯一組を授ける（各通）（十月十九日）

# 皇室事項

**認証官任命式**

十月二十三日午後三時十分、宮中において、特命全権大使羽田浩二の認証官任命式が行われた。

**御祝電**

天皇陛下は、十月二十四日ザンビア国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**近畿地方整備局公示**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年十月二日、北川水系河川整備計画を決定したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十四年十月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司